

税金がつくるこの道あの学校

平成28年度 納税表彰式

平成28年度納税表彰式は、11月17日(木)ウェスティン都ホテル京都において、左京税務署・公益社団法人左京納税協会・左京納税貯蓄組合連合会の三者共催により盛大に挙行されました。

受彰された方々は、納税協会又は納税貯蓄組合連合会の役員として、組織の拡充、正しい税知識の普及など、多年にわたる活動を通じて、納税道義の高揚に大きく貢献されました。

式典終了後、中学生の「税についての作文」において、「国税庁長官賞」を受賞されたノートルダム女学院中学校3年 辻栄里香さんに賞状が授与され、ご家族ほか多数の式典参列者が見守る中、「震災から税を学ぶ」と題する受賞作品の素晴らしい朗読が行われました。

※ 辻さんの受賞作品は、5ページに掲載しています。



平成28年11月17日(木)ウェスティン都ホテル京都



11月号
No. 375

平成28年11月28日発行
発行所
京都市左京区聖護院
円頓寺町29-6
☎ 075-771-6410
公益社団法人 左京納税協会
左京納税貯蓄組合連合会
発行人／上茶谷 博

左京税務署長表彰

浅井英治 石井雅之
西村信幸

公益社団法人左京納税協会会长感謝状

武林繁夫 坪内力
山田公治

近畿納税貯蓄組合総連合会長感謝状

藤原健

公益社団法人左京納税協会会长表彰

稻尾秀樹 影近義之
小林剛一

左京納税貯蓄組合連合会長表彰

鈴鹿邦子 野々村有祐
(敬称略)



国際標準化機構 ISO 9001 認証取得企業

竹を使った装飾と葬祭用品 製造・販売

株式会社 岡村竹材

代表取締役 岡村大治郎

本社 〒606-8111 京都市左京区高野泉町40-19
TEL. (075) 791-0800 FAX. (075) 721-7701
東京支店 〒135-0031 東京都江東区佐賀1丁目10-2
TEL. (03) 3820-0251 FAX. (03) 3820-0351
茨城支店 〒319-0202 茨城県笠間市下郷4446-7
TEL. (0299) 37-6789 FAX. (0299) 37-6790

超精密加工で明日をひらく

YAMAOKA

株式会社 山岡製作所

代表取締役 山岡祥二

本社工場

京都府城陽市平川横道93

Tel:0774(55)8500 fax:0774(53)7873

<http://www.yamaoka.co.jp>

この社会 あなたの税が いきている

◇◇◇ 青年部会創立20周年記念式典並びに 左京税務署長による講演会を開催 ◇◇◇



第一部、左京納税協会青年部会創立20周年記念式典は、9月1日(木)ウェスティン都ホテル京都において開催しました。

式典は、司会を鈴鹿可奈子総務委員長が務められ、大角安史副部会長の開会のことば、石井雅之会長の開会あいさつの後、野口政男氏、土井崇裕氏、一ノ橋智也氏、茶屋誠一氏、西尾為和氏の歴代部会長に感謝状と副賞の授与がなされ、受賞者を代表して野口政男氏があいさつをされました。その後、鈴鹿且久初代青年部部会長のあいさつ、ご来賓を代表して眞砂署長と大角会長からのご祝辞を賜りました。



第二部の講演会は、大角会長のあいさつにより、左京納税協会・左京納税貯蓄組合連合会の共催による講演会を開催しました。

本年7月10日付で左京税務署長に着任されました眞砂署長は、自己紹介の後、両会の役員・会員(組合員)に対し、税務行政についての日頃の力強いご尽力に心から御礼申し上げます。とご挨拶され、「税務雑感」と題する講演に臨まれました。

講演は、国税庁の取組み、左京税務署管内の状況などを踏まえ、円滑な確定申告に向けて、また租税教育の充実に向けて取り組んでいることなど非常に興味深いものでした。

最後に、眞砂署長は、納税道義の高揚や適正な申告・納税の一層の推進についてなど税務行政に深いご理解とご協力を今後ともお願い申し上げますと、本日の講演を終えられました。

第三部の意見交換会は、桂納税貯蓄組合連合会長のあいさつ、前田副署長による乾杯が行われ、終始和やかな雰囲気の中、岡野副会長の中締めにより盛会裏にお開きとなりました。



経営者大型総合保障制度

自動車保険・障害保険(労災上乗せ)
火災保険(地震保険)・賠償保険

株式会社
ゼネラル・サービス

〒604-8093 京都市中京区御池富小路西南角松下町135-3 コスモシティ1F
TEL:075(255)7467 FAX:075(212)4120
URL <http://www.general-service.co.jp>



創業慶応元年
総合建設業
株式会社 岡野組
本社:〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町85番地の4
(TEL:075)761-3401 FAX:(075)751-1741



納税協会 あなたの税の相談所

左京納税協会 正副会長会・常任理事会・組織拡大委員会を開催 ・・・・・会員拡大へ向けて協力を要請・・・・・

10月6日(火)左京納税協会において、正副会長会、常任理事会、理事会終了後、組織拡大委員会を開催いたしました。

常任理事会は、常任理事総数45名の内、27名の出席による成立要件を満たした中、次の議案について審議され、いずれも承認可決されました。

- (1) 平成28年度納税表彰式に関する件
- (2) 平成28年度中学生の「税についての作文」表彰等に関する件
- (3) 平成28年度「会員拡大策」に関する件

常任理事会終了後、組織拡大委員長及び副委員長による組織拡大委員会が開催され、会員拡大に向けての積極的に取り組みについての意思統一がなされました。また、真砂署長から、円滑な税務行政を執行する上において、理解のある会員の増加は、望むところであり、可能な限りの支援を行いたいと挨拶がありました。

左京納税貯蓄組合連合会 役員会及び作文審査会開催

左京納税貯蓄組合連合会は、9月27日(金)左京納税協会において、役員会及び作文審査会を開催しました。

左京税務署から真砂署長ほか関係幹部の皆様のご臨席を賜り、「平成28年度納税表彰式」の実施概要及び左京納税貯蓄組合連合会会长表彰者の選考等について決議承認したほか、中学生の「税についての作文」事業に関しての経過報告が行われました。

役員会終了後は、第一次審査において、評価の高かった作品について審査を行い3作品を京都府納税貯蓄組合連合会へ進達をしました。

京都文教中学校で租税教室開催 「小丸屋住井」住井啓子 氏

10月5日(水)京都文教中学校において、左京納税協会役員の住井啓子氏が「伝統文化と税との関わり」と題して租税教室の授業をされました。その様子は、税を考える週間前の11月8日に京都新聞の紙面で大きく報道されました。



名物ゆどうふ

天保十年名園

南禅寺

ゆどうふ

TEL. (075) 761-2311代
FAX. (075) 751-8812
<http://www.to-fu.co.jp>

計測とメカトロをシステム化する

GYO

◎応用電機株式会社

京都工場 京都府城陽市平川中道表 63-1
熊本工場 熊本県菊池市泗水町吉富 100-29
浜松工場 静岡県浜松市浜北区中瀬 7610
相模原工場 神奈川県相模原市南区麻溝台 8-18-46

平成28年度 中学生の「税についての作文」入賞者一覧（敬称略）

■国税庁長官賞

辻 栄里香（ノートルダム女学院中学校）

■京都府納税貯蓄組合総連合会会長賞尾高 愛梨（ノートルダム女学院中学校）
磯部 遥文（同志社中学校）**■左京税務署長賞**中濱 千晶（ノートルダム女学院中学校）
山田 凪沙（京都文教中学校）**■左京区租税教育推進協議会会長賞**

増田 信（東山中学校）

■京都市市税事務所長賞

谷脇 由栞（洛北高等学校附属中学校）

■京都府京都東府税事務所長賞

石垣 詩（京都精華学園中学校）

■左京区長賞

藤井 星（花背小中学校）

■近畿税理士会左京支部長賞

渡邊 この葉（下鴨中学校）

■左京納税協会会長賞藤井 翔（京都精華学園中学校）
佐伯 実紀（下鴨中学校）**■作文事業50周年特別賞**工藤 和也（東山中学校）
寺本 笠馬（高野中学校）**■左京納税貯蓄組合連合会会長賞**横関 茜（京都精華学園中学校）
澤邊 美咲（岡崎中学校）
平居 幸奈（近衛中学校）
土岐 祐菜（洛北中学校）
鹿島 歌乃（修学院中学校）
櫻井 頌馬（京都大原学院）

京都府立洛北高等学校附属中学校が全国納税貯蓄組合連合会会長感謝状を受贈

京都府立洛北高等学校附属中学校は、平成26年度から3年連続して、在校生の約30%を超える中学生の「税についての作文」募集を通じて、納税道義の高揚に寄与されている同校の顕著な実績に対して、平成28年10月28日付で、全国納税貯蓄組合連合会会長より感謝状が受贈されました。

中学生の「税についての作文」応募状況及び推移

(単位：編・校・%・人)

学 校 名	応 募 数					平成28年度	
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	全学年 生徒数	応募 割合
公立	洛北高等学校附属中学校	58	64	70	70	78	238 32.8%
	岡崎中学校	1	14	82	31	19	214 8.9%
	高野中学校	5	3	6	5	9	235 3.8%
	下鴨中学校	131	148	125	137	135	383 35.2%
	近衛中学校	1	120	25	14	90	342 26.3%
	修学院中学校	175	68	28	12	95	600 15.8%
	洛北中学校	77	28	263	103	89	846 10.5%
	京都大原学院	5	11	9	13	8	28 28.6%
	花背小中学校	0	8	12	11	7	7 100.0%
私立	京都文教中学校	94	91	92	74	87	231 37.7%
	京都精華学園中学校	34	29	39	35	41	137 29.9%
	東山中学校	81	111	93	107	130	418 31.1%
	ノートルダム女学院中学校	98	119	85	106	78	267 29.2%
	同志社中学校	0	1	3	8	4	878 0.5%
合計	応募数	760	815	932	726	870	4,824 18.0%
	学校数	12	14	14	14	14	14 100.0%

—— 中学生の「税についての作文」優秀作品 ——

国税庁長官賞

ノートルダム女学院中学校

三年二組 辻 栄里香

「震災から税を学ぶ」



「税金って何？」と聞かれた時、皆さんは何と答えますか。

私は、まだ幼いときに聞かれた時、あまりうまく答えることができなかった。それは、私にとって税は、遠い存在だと思っていたからだ。ただ、日々の生活の様々な形で納めている税が、日本の社会の為に、そして私達が、健康で文化的な暮らしを送る為に使われているのは知っていた。しかし、中学校生活最後の、今夏に、税に感謝しなければいけないと思った出来事があった。

東日本大震災。そう名付けられた巨大地震は、あまりにも多くのものを奪っていった。私は震災後、いったい自分には何が出来るのだろうと深く考えた。そして、一つの考えにたどりついた。

私は、歌が大好きで、歌がもたらす力もすごく大きなものだと思っている。だから、実際に東北に行って、音楽を届けたいと思った。だが、そう簡単にはいかない。京都から東北への道のりは、ほど遠く、相当なお金が必要になる。まだ小学四年生だった私には、やはりどうすることも出来なかつた。

でも、決して諦めたわけではなかった。私は、遠くても音楽は届くと信じ、小学五年生から、市少年合唱団に入団した。これが、私の人生を大きく変えた。

この合唱団は、平成二十九年に創立六十周年を迎える。その記念事業の一環として、東日本大震災の被災地である東北に行くことになった。東北に行けると聞いた時は「やっと夢が叶う」と思い、涙を流して喜んだ。実際、東北に行くにあたってどれくらいの旅費が必要なのかを母に聞いた。母に「旅費の一部を市の税金から負担していただいているのだから、よく感謝して、より多くの事を学んできなさい。」と言われた。私は、それを聞いて、国民の皆さんのが、一生懸命に働いたお金で行かせていただくのだから、より多くの事を吸収し、心を込めて演奏しようと思った。

あの震災から五年たった今、実際に東北に行って、全く復興が進んでいないことに、衝撃を受けた。仮設の市役所や交番などがあり、あれも全て税金で建てられていると知った。そこには「復興特別税」という税が関わっていた。この税は、東日本大震災からの復興に当てる財源の確保を目的として、所得税、住民税、法人税の三種類の税に上乗せする形で、平成二十五年から平成四十九年までの二十五年に渡って納税するものである。

今、税金は復興を支える大きな柱となっている。

これまで私は、税金というものを深く考えたことがなかった。しかし、今回の東日本大震災によって、税金とは納めるだけでなく、人を助けてくれる素晴らしいものだと気付いた。

私も将来は納税者になる。自分の払っている税が、誰かの役に立っていると思う事で、未来はきっと明るくなる。そんな社会を目指して、与えられた恩恵に感謝していきたい。

源泉徴収事務・法定調書 マイナンバー制度 作成事務における

マイナンバー制度の導入により、事業者の方については、法令に規定された範囲で、第三者のマイナンバー(個人番号)や法人番号を取り扱うこととなります。

平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書を税務署に提出する場合には、法定調書の提出義務者及び支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。



マイナンバーの提供における本人確認

① 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、マイナンバーの確認と身元確認を行うことが必要となります。

※ 国税分野における本人確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

例1 マイナンバーカード(個人番号カード)(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証*など(身元確認)

※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上必要です。

② 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示又は写しを添付していただく必要があります(郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付していただく必要があります。)。

マイナンバー・特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、マイナンバーを取り扱うことになりますが、以下の点に注意する必要があります。

1 取得 事業者は、社会保障及び税に関する手続書類の作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員等にマイナンバーの提供を求めることがあります。

例：事業者は、従業員等の営業成績管理等の目的で、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

トラブルが多発しています！！ 事業者はマイナンバーの提供を求めるに当たり、マイナンバーの利用目的を特定し、従業員や顧客に明示しなければなりません。

2 利用・提供 事業者は、社会保障及び税に関する手続書類に従業員等のマイナンバーを記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する画面でのみ、マイナンバーを利用・提供することができます。

例：社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に従業員や顧客本人の同意があってもできません。

3 保管・廃棄 **(1) 保管** 特定個人情報は、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

例：雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けたマイナンバーは、給与所得の源泉徴収票等作成のために、翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管することができます。

(2) 廃棄 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

例：給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は、7年間保管することとされており、その間は特定個人情報の保管ができますが、その後はできるだけ速やかにマイナンバーを廃棄又は削除する必要があります。

4 安全管理措置 マイナンバー・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

例：組織的・人的安全管理措置 マイナンバーを取り扱う担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱わないようにする。

例：物理的・技術的安全管理措置 特定個人情報が記載された書類を、施錠可能な棚に保管する。マイナンバーを取り扱う担当者以外の人は、情報にアクセスできない措置を講じる。

★ 特定個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。

このパンフレットの内容は、平成28年7月末現在の法令に基づいて作成しています。

平成 28 年分の給与所得の源泉徴収票の提出までの流れ（例）

～平成 28 年 1 月

平成 28 年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出

給与所得の源泉徴収票の作成について

税務署に提出する、平成 28 年分以後の給与所得の源泉徴収票には、支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

なお、支払を受ける方に交付する給与所得の源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しませんので、ご注意ください。



ポイント

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された内容に応じ、支払を受ける方や、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバーなどを記載します。

（注）配偶者特別控除が適用される配偶者の氏名及び配偶者特別控除の適用がある旨は（摘要）欄に記載しますが、その配偶者のマイナンバーは記載しません。

※ 平成 28 年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に、支払を受ける方や控除対象配偶者などのマイナンバーが記載されていない場合には、源泉徴収票を作成する時までにマイナンバーの提供を受ける必要があります。

※ 税務署に提出する給与所得の源泉徴収票には 16 歳未満の扶養親族のマイナンバーを記載しませんが、市区町村に提出する給与支払報告書には記載が必要です。

※ 平成 28 年の中途中において退職した方に係る源泉徴収票についても、控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び 16 歳未満の扶養親族に関する各欄には、上図の記載例と同様に記載します。

～平成 28 年 12 月

年末調整

平成 29 年 1 月

平成 28 年分の源泉徴収票の作成・提出

給与所得の源泉徴収票の記載例（抜粋）

平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 者	税 承 承 受 者	給 与 徹 収 頃 期	支 払 者 の 姓 名	支 払 者 の マイナンバー	支 払 者 の 法人番号
千代田区西が渾 3 丁目 ×-×					
給 与 料 額		支 払 料 額		支 払 料 額	
内	外	内	外	内	外
6	847	500	4	962	750
扶 养 控 除 特 别 控 除					
の 種 別	姓 名	年 齡	扶 养 控 除 特 別 控 除	の 種 別	姓 名
の 種 別	姓 名	年 齡	扶 养 控 除 特 別 控 除	の 種 別	姓 名
○	國税 太郎	50	○	國税 五郎	60
○	國税 菊子	50	○	國税 六郎	60
支 払 料 額 の 合 計	支 払 料 額 の 合 計	支 払 料 額 の 合 計	支 払 料 額 の 合 計	支 払 料 額 の 合 計	支 払 料 額 の 合 計
909	846	120	000	50	000
（備考）					
(1)国税五郎 (2)国税六郎 (3)国税卓子(年少)					
支 払 金額	支 払 料 額	支 払 料 額	支 払 料 額	支 払 料 額	支 払 料 額
180,000	100,000	30,000	30,000	30,000	180,000
2	23	1	10	11	11,500,000
205,000	130,000	25	20	20	30,000,000
2	23	1	10	11	11,500,000
コクゼイ ハナコ	國税 菊子	50	○	コクゼイ ハルコ	國税 卓子
國税 菊子	2345678901234567	50	○	國税 菊子	901334567890
コクゼイ ハナコ	國税 菊子	50	○	コクゼイ ハルコ	國税 卓子
國税 菊子	56789012345678	50	○	國税 菊子	901334567890
コクゼイ シロウ	國税 三郎	50	○	コクゼイ アキコ	國税 鈴子
國税 三郎	6789012345678	50	○	國税 鈴子	901334567890
コクゼイ シロウ	國税 四郎	50	○	コクゼイ フユコ	國税 桂子
國税 四郎	789012345678	50	○	國税 桂子	901334567890
支 払 者 の マイナンバー 又は 法人番号					

支 払 者 の マイナンバー 又は 法人番号を記載します。

★ 給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の eLTAX での一括作成・提出について

平成 29 年 1 月から、地方税ポータルシステム（eLTAX）をご利用いただくと、税務署及び市区町村へ提出する給与・年金の源泉徴収票及び支払報告書を一括で作成・提出することが可能となります！ 詳しくは、eLTAX ホームページ(<http://www.eltax.jp/>) 又は国税庁ホームページをご覗ください。

正しい申告 早めに納税

事業主のみなさまへ個人住民税の特別徴収の実施をお願いします。

～京都府と京都府内全ての市町村は、個人住民税の特別徴収を推進しています～

■個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税（市町村民税・府民税）を事業主の方が毎月の給与のお支払いの際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

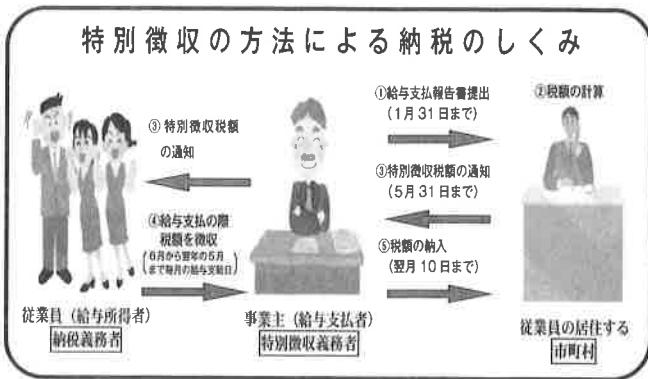
■特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって、所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

■特別徴収のメリット

- これまで納付書により年四回納めていた従業員の方は、金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる。
- 年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なくて済む。など、便利な制度です。

○お問い合わせ先 京都府税務課 課税・電算担当 電話 075-414-4433
京都市市税事務所 法人税務担当 電話 075-213-5246



平成29年度 償却資産（固定資産税）の申告について

固定資産税は土地、家屋、償却資産に課税されます。平成29年1月1日現在に所有している事業用の資産（土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く減価償却の対象となる資産）について、申告してください。

なお、複数区に資産が所在する場合は、区ごとに申告書を作成してください。

◆提出期限

平成29年1月31日(火)

12月下旬までに申告書がお手元に届かない場合は、御連絡ください。

◆提出及び問合せ先

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階
京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当 (TEL 075-213-5214)

※京都市では、区役所・支所の窓口では償却資産の申告書を受け付けておりません。

◆償却資産の種類と具体例について

- ① 構築物（庭園、門、塀、舗装路面、立体駐車場など）
- ② 機械・装置（加工機械、製造機械、建設工業機械、機械式駐車設備など）
- ③ 車両・運搬具（ロードローラー、ブルドーザー、フォークリフトなど）
- ④ 工具・器具備品（事務机、応接セット、音響機器、OA機器、看板、金庫など）

◆テナントが取り付けた家屋の附帯設備について

テナント（家屋の所有者以外の方）が、事業の用に供するため、平成16年4月1日以降に取り付けた家屋の内装や建築設備などの附帯設備については、テナントから償却資産として御申告いただく必要があります。

◆中小企業等の損金算入特例について

租税特別措置法の規定により取得価額10万円以上30万円未満の少額資産を一時に損金算入した場合についても、償却資産（固定資産税）の課税対象となります。法定耐用年数を記入のうえ、御申告ください。

※ 京都市では、償却資産の申告が適正に行われているかを確認するため、帳簿確認調査を実施しています。調査のため、所得税・法人税申告書類や決算書類の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

染の

株式会社 北川

京都市中京区衣棚通姉小路上ル長浜町149
電話 (代) 211-7411番

自然がやさしい おいしさづくり

まつげもの 大安
だいやす

大安のまつげものは 国内産素材を使用。
化学調味料・保存料・合成着色料は使用していません。

本店/平安神宮東 TEL 075-761-0281 / FAX 075-771-8756
<http://www.daiyasu.co.jp>

正しい申告 早めに納税

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

給与や報酬料金などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、次のとおりです。

○ 納期の特例の承認を受けていない場合

給料や報酬などを支払った月の翌月10日

○ 納期の特例の承認を受けている場合

1月から6月までの分・・・7月10日

7月から12月までの分・・・翌年の1月20日

年始の納期限

○毎月納付の方：平成29年1月10日（火）

（平成28年12月支給分）

○納期特例の方：平成29年1月20日（金）

（平成28年7月～12月支給分）

- (注) 1 納期限までに、e-Taxを利用するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
- 2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
- 3 納期限までに納付がない場合は、加算税や延滞税を負担しなければならぬことがあります。
- 4 納付に当たっては、税務署からお知らせしている整理番号が「所得税徴収高計算書（納付書）」に印字（記載）されているか確認してください。
- 5 納付する税額がない場合であっても「所得税徴収高計算書（納付書）」に該当事項を記載し、所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

お 知 ら せ

**相続税・贈与税・譲渡所得の
来署による個別相談は、
事前予約を！**

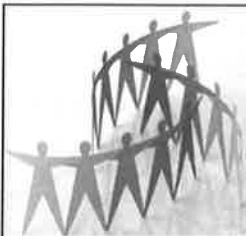
お願いします

相続税・贈与税・譲渡所得に関する申告書等の記載方法や具体的な計算方法等の個別相談は、週1回の事前予約制とさせていただいております。

個別相談をご希望される方は、資産税担当にお電話で相談日時をご予約ください。

なお、一般的なご相談は、「総合窓口」で行っております。

左京税務署 資産税担当 TEL075-761-5371(代表)


**広げよう
納税協会の輪
運動実施中！**

**経営者大型総合保障制度の
ご加入企業の拡大に向けて**

**広げよう
納税協会の輪**

運動実施中！

Daido 大同生命保険株式会社
 京都支社/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル
 鰯頭屋町595-3
 TEL 075-231-5341

AIU AIU損害保険株式会社
 京都支店/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル
 鰯頭屋町595-3 (大同生命京都ビル7F)
 TEL 075-223-1651


ISHIDA



はかりしれない技術を、世界へ。

株式会社イシダ www.ishida.co.jp
 本社 TEL06-8392 京都市左京区聖護院山王町44 TEL 075-771-4141

税務署からのお知らせ

平成28年分の 所得税等の申告書等作成会場について

◎申告書等作成会場の開設期間は、

平成29年2月16日（木）から平成29年3月15日（水）です。

作成会場開設前は、通常窓口での対応となるため、長時間お待ちいただくこともあります。

理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

◎申告書等作成会場の受付時間は、午後4時までです。

なお、混雑状況によっては、上記受付時間に関わらず、相談受付を早めに終了させていただく場合がありますのでご了承ください。

※ 作成済みの「申告書の受付」及び「用紙の交付」については、午後5時まで行っております。

会場で長時間待たずに、
土日でも夜中でもOK！

申告書の作成は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)
「確定申告書等作成コーナー」で作成しましょう！

パソコンのほか・・・

➤ “タブレット端末等”でも作成可能！

プリンタをお持ちでない方もコンビニ等で印刷可能！



MURANAKA ACCOUNTANT'S OFFICE
村中税理士事務所

税理士 村中研治
税理士 村中平治

〒606-8081 京都市左京区修学院大林町13番地の4
TEL.075-721-6111(代) FAX.075-711-3515

住宅・マンション・社屋

医療・福祉・工場
施設・倉庫

店舗

信頼し、信頼されて、
そしてまた新しい信頼の輪が広がる

創業106年

◎野口グループ

野口建設株式会社

京都市左京区田中大堰町214
TEL:075-781-9131 FAX:075-781-7865
<http://www.kirin-g.jp>



左京納税協会のホームページをご覧下さい

～納税協会からのお知らせ～

企業の税務コンプライアンス向上への取り組み 「自主点検チェックシート」の活用等について

納税協会では、企業の税務コンプライアンス向上のための施策として、「自主点検チェックシート・自主点検ガイドブック」を活用した企業による自主点検に取り組んでおり、各企業に活用していただいている。

この取り組みは、企業自らが自主点検することを通じて、自社の成長と税務リスクの軽減を目指すものであり、内部統制や経理能力の水準が向上すれば適正な申告が図られ、結果として税務調査などで指摘を受ける事項の減少等につながることも期待しています。

自主点検チェックシートを活用した取り組みについては、平成27年4月から国税庁の後援事業になっており、国税当局では、機会があれば当該チェックシートの活用状況を確認することとしています。

納税協会のホームページに、「自主点検チェックシート・自主点検ガイドブック」を掲載していますので、ご活用ください。

納税協会ホームページ <http://www.nouzeikyokai.or.jp> にアクセス
 ↓
 「自主点検チェックシート・ガイドブック」バナーからダウンロードしてください。

納税協会指針

納税協会は健全な納税者の団体として税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献します。

ご昼食、御宴会、お泊まりは

国際観光旅館
史跡旧仮皇居 聖護院御殿荘へ

庭園足湯あります(昼～夜)

御料理、宿泊とも全て前日までの御予約で賜ります

電話(075)771-4151・FAX(075)761-5555
京都市左京区聖護院中町15番(市バス熊野神社前下車すぐ)



PERSISTENT PURSUIT OF DAINTY
BY WORLD COFFEE COMPANY

白川本店

TEL(075)711-4151

〒606-8266

京都市左京区北白川久保田町1番地

すべては1杯のおいしいコーヒーの為に

株式会社ワールドコーヒー

<http://www.world-coffee.co.jp/> TEL(075)314-2255

安心経営のベストパートナー

宝ヶ池京都リレーマラソン大会で青年部会がe-taxをPR活動

左京納税協会青年部会は、左京税務署との合同チームを結成して9月10日(土)宝ヶ池で開催されたリレーマラソンに出走しました。

青年部会の村中研治副部会長をキャプテンとするメンバーは、「さあ!ネットで申告:e-tax」とプリントされた揃いのビブスで2kmのコースをタスキをつなぎ合計42.195kmを3時間30分44秒で完走しました。当日は、左京税務署単独チームも出場し、2チーム総勢20名が、黄色字に緑の文字のブラジルカラーのビブスを着て走り、PR効果も抜群でした。

20名のランナーの皆様、また、応援に駆けつけていただいた関係者の皆様、本当にご苦労さまでした。



新年の主要行事予定

月・日・曜日	行 事 名	場 所	備 考
1・16(月)	平成29年新年賀詞交歓会並びに講演会	平安神宮会館	10:20~
1・19(木)	確定申告研修会並びに地区相談実施要領打合せ会	左京納税協会	14:30~
1・23(月)	左京理容支部確定申告説明会	左京納税協会	10:00~
1・26(木)	納税協会理事会並びに優法会・模範法人会合同新春講演会	六盛	15:30~
2・2(木) 2・3(金)	確定申告地区相談	京都銀行下鴨支店 4階セミナー室	9:30~ 16:00~
2・3(金)	青年部会e-taxの広報活動(節分祭)	吉田神社	11:00~

《左京納税協会 新規会員募集》

公益社団法人左京納税協会では、新規会員を大々的に募集します。

会員の皆様方には、取引先や近隣の事業者で、ご紹介できる法人や個人の未加入の方がありましたら、事務局(☎771-6410)まで是非ご連絡下さい。

【サポート1】(税のアドバイス) 税制や経営の最新情報を発信し、正しい申告を支えます。

【サポート2】(人材の育成) 各種講座や講習会で充実指導・社員の能力向上に貢献します。

【サポート3】(異業種との交流) 人脈ネットワーク拡大のチャンス・新しい発想が生まれます。

納税協会は、ビジネスの健全な発展と更なる飛躍を力強くバックアップします。

京都大原
老舗の里
土井志ば清本舗

〒601-1251 京都市左京区大原花尻橋畔
TEL 075(744)2311 FAX 075(744)2317
URL <http://www.doishibazuke.co.jp/>
E-mail mail@doishibazuke.co.jp

創業元禄二年



聖護院ハッ橋総本店

京都市左京区聖護院山王町六 電話075(761)5151